

(別紙3)

令和6年度 感染症外来協力医療機関設備整備事業の概要

1 整備要件

当該事業で整備した資機材を待合室や診察室等における医療従事者及び患者間における感染防止に有効的に活用すること。

2 補助対象設備及び補助上限額

(1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応が可能なものに限る)

【上限額】905,000円 【上限台数】1台

(2) HEPAフィルター付パーティション

【上限額】205,000円 【上限台数】1台

(3) 個人防護具

【上限額】1,188,000円(総額)、3,600円(1セット)

【上限セット数】330セット

○積算根拠を整備計画書に明記すること。

○セット品を購入すること。

例:50日×6セット(1日当たり消費量)×2,700円

=810,000円

(4) 簡易ベッド 【上限額】51,400円(1台あたり)

※過去の補助実績に応じて、優先順位を決定します。

※対象経費のうち上限額を超えた額は医療機関の負担となります。

個人防護具については総額のみでなく、1セットごとに単価の上限を超える分についても医療機関の負担となります。

※上限額、上限台数等については、今後、県予算の状況に応じて変更となる可能性があります。

3 事業実施上の留意事項

(1) 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受け入れを積極的に行うこととし、患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。

(2) 感染症外来協力医療機関(専用の待合室を含む)における診察にあたっては、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)等を参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。

(3) 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合には、同法に基づき必要な措置を講ずること。